

エレベータの所有者・管理者の皆様へ

エレベータの安全確保へのご協力をお願い

エレベータの安全確保については、従前から建築基準法令および国土交通省の通達等に基づき、昇降機業界を挙げて取り組んでいるところですが、先ごろ、消費者安全調査委員会から、平成18年6月に東京都港区内で発生したエレベータ死亡事故に係る「事故等原因調査報告書」^(注1)が公表され、また、これを受けて、2016年9月1日に国土交通省から、エレベータのさらなる安全確保に向けた取り組みを推進するため、関係先に通達^(注2)が発出されました。

エレベータの安全性を確保するためには、所有者・管理者の皆様および製造業者、保守点検業者が、それぞれに求められた役割を認識し、適切に果たしていくことが必要です。

つきましては、上記調査報告書および通達において、所有者・管理者の皆様の役割として示された事柄について、次のとおりお知らせいたしますので、安全確保に向けた取り組みになお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

注1：「消費者安全法第24条第3項に基づく事故等原因調査報告書 平成18年6月3日に東京都内で発生したエレベーター事故」
(平成28年8月30日)

注2：「エレベーターの安全確保の徹底について」(平成28年9月1日国住指第1933号)

1. 戸開走行保護装置の設置

既設のエレベータへの戸開走行保護装置の設置は、エレベータの安全性を確保するために、所有者・管理者が責任を持って対処すべきものである。

- ・製造業者および保守点検業者は、設置促進のため、戸開走行保護装置の未設置エレベータの所有者・管理者に対し、保守点検、定期検査等あらゆる機会を捉え、設置の必要性について啓発を行うこと。
- ・製造業者および保守点検業者は、戸開走行保護装置が設置されているエレベータについて、戸開走行保護装置設置済みマークをエレベータ内の見やすい場所に表示するよう働きかけること。

2. 適切な保守管理

所有者・管理者は、適切な保守点検業者を選定し、かつ、適切な保守点検業務が遂行されるよう、保守点検マニュアルや不具合に関する情報を取得・保存し、これらの保守点検業者への伝達を確実に行うべきである。

- ・保守点検業者は、価格のみではなく、知識及び実務経験に裏打ちされた技術力を有することを要件として保守点検業者が選定される必要があることが望ましいことを、所有者・管理者に対し説明すること。
- ・保守点検業者は、所有者・管理者が、製造業者および保守点検業者から提供を受けた保守管理に関する技術情報や不具合情報等を保存、伝達することについて啓発および助言すること。

3. 維持管理への主体的関与

エレベータの保守管理における所有者・管理者の役割について、所有者・管理者自身が自らの義務であるという認識を持ち、エレベータの安全性の確保に主体的に関わる必要がある。

- ・保守点検業者は、所有者・管理者に対し、所有者・管理者がエレベータを常時適法な状態に維持する責務を有することを説明するとともに、維持管理に関し、戸開走行保護装置の設置等適切な提案や助言をすること。
- ・保守点検業者は、所有者・管理者に対し、所有者・管理者による作業報告書の保存や緊急時対処訓練の実施等、維持管理に主体的に関わるることについて啓発および助言すること。

※ 上記1～3は、「事故等原因調査報告書」において示された「再発防止策」のうち「所有者・管理者への働き掛け」として掲げられた3項目およびこれに関連して「通達」において示された事項を抜粋のうえ、要約して併記したものです。